

宜野湾市こども計画（案） パブリックコメントで出された意見及び市の考え方

No.	該当ページ	該当行	該当箇所	ご意見等	計画への反映	対応案	意見書No.	提出日
1	P24 P73	4	「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の割合が46.5%と最も高くなっています。 本計画案73ページ（4）でも「保育士不足への対策を念頭に、提供区域レベルのニーズを見極めつつ受け入れ枠を確保することで、待機児童の解消を目指すものとします。」	法人の立場では「保育士の確保が困難なため、定員を確保できない場合がある」 なお、保育士確保が困難な理由の一つに「他職種に比して給与水準が低い」が考えられる。市の具体的な対策案をご教示頂きたい。	計画への反映なし	市としましては、計画書P51「施策2：幼児期の教育・保育の総合的な推進 具体的な取組 ②保育教諭及び保育士確保の推進」に記載の通り、保育士確保に係る補助金等を活用し、保育士等の確保に努めます。また、市から認可保育施設等に支払われている委託費や給付費の中には、保育士の賃金改善に充てる事を要件としている処遇改善等加算が含まれておりますが、その配分が一定程度施設側の裁量によることから、適切に保育士の賃金改善が図られるよう引き続き指導監督等取り組んでまいります。	15	1月8日
2	P27	6	「就学前では『保育所を増やして欲しい』が（36.1%）」	本計画案で「市が目指す適性保育所数」をご教示頂きたい。	計画への反映なし	本計画の作成にあたっては、こども家庭庁の示す「保育量の見込みの考え方」に基づき、令和5年度に市民ニーズ調査を行い、令和7年度から11年度の間、必要とされる保育量の見込み数を算出し、必要な保育量の確保方策を計画書P70-78に記載しています。今後、計画期間内の実績を踏まえて、適時保育量の見直しを行ってまいります。 ご意見にあります「市が目指す適正保育所数」については、保育所は種別（認定こども園、小規模保育事業等）や運営法人により受入規模が異なることや保育士不足による受入定員を満たせない現状を踏まえると、適正保育所数をお示しすることは難しいと考えています。 市としましては、計画案73ページに記載のとおり、「保育士不足への対策を念頭に、提供区域レベルのニーズを見極めつつ受け入れ枠を確保することで、待機児童の解消を目指すものとします。」	15	1月8日
3	P39	3	「基本目標1 こどもまんなかの社会づくり」の2段目の段落「様々な場・機会を活用して、こどもの意見を聴取し、こども施策に反映していくための取り組みに着手し、継続していきます。」	具体的にどんな方法（様式・要領）でこどもの意見を聴取するのかの提案をご教示頂きたい。	計画への反映なし	本計画の作成にあたっては、初めての取り組みとなりましたが、オンライン意見箱を設置し、市内小中学校の生徒保護者や児童センター、市のホームページ等を通じ、こどもから『あなた自身や友達などが幸せに暮らすために必要な「もの」や「こと』』というテーマで意見を聴取いたしました。 今後もこども施策の策定等の際に、テーマに応じた、こどもの意見の聴取に取り組んでまいります。意見聴取の方法や施策への反映については、他自治体の事例を研究し、よりよい内容で実施を検討してまいります。	15	1月8日
4	P44		③教育・保育施設におけるニーズへの対応（基本目標3－施策2－①） 表中の「現状値」35名（R6）の年齢別	R6の認可保育園設置数で「保育士が確保できれば解消できるのではないか」。情報をご教示頂きたい。	計画への反映なし	令和6年4月時点の年齢別の待機児童数は0歳児4名、1歳児10名、2歳児6名、3歳児13名、4歳児以上2名、合計35名でございました。保育利用申込者は4,049名に対し、認可保育園の利用定員数は4,385名で上回ってまいりましたので、利用定員を満たすことのできる保育士が確保されれば、待機児童解消に繋がるものと認識しております。	15	1月8日
5	P46		第4章 施策2：こどもの社会参画・意見反映の推進	前述の39ページ3行と同じ意見で「具体的にどんな方法（様式・要領）でこどもの意見を聴取するのか」をご教示頂きたい。	計画への反映なし	意見番号3への回答をご確認ください。	15	1月8日

宜野湾市こども計画（案） パブリックコメントで出された意見及び市の考え方

No.	該当ページ	該当行	該当箇所	ご意見等	計画への反映	対応案	意見書No.	提出日
6	P51		<p>施策2：幼児期の教育・保育の総合的な推進</p> <p>②保育教諭・保育士確保の推進</p> <p>「保育所等に勤務する保育士の子については、点数加算により、優先的に入所しやすくなるような条件整備を継続して保育士の確保に努めます。」</p>	<p>過去の園内での討議では「子ども同士、保育士同士に微妙な緊張が生じそう」。但し、現状では「検討の余地ありと考える」。</p>	計画への反映なし	<p>市としましては、保育士不足の現状を踏まえ、一人でも多くの保育士確保に向けて本取組を継続してまいります。保育士の希望を伺いながら、保育士と保育士の子が同一園としない対応も可能ですので、施設内で支障が生じないよう取り組んでまいります。</p>	15	1月8日
7	P51		<p>施策2：幼児期の教育・保育の総合的な推進</p> <p>③研修等の実施</p> <p>二つ目「保育資格のない保育従事者に対して、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます」</p>	<p>「保育補助者の養成」と推察できるが、過去の年度別養成人数及び採用実績を知りたいのでご教示頂きたい。</p>	計画への反映なし	<p>沖縄県「子育て支援員研修」において、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、地域で保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方、又は従事している方を対象として、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成しており、本市の市内保育施設の保育従事者が本研修を受講しております。</p> <p>R4（17名）、R5（18名）、R6（18名）</p>	15	1月8日
8	P52		<p>施策3：教育・保育施設との連携及び支援の充実</p> <p>④地域型保育事業の充実</p> <p>「地域型保育事業は2歳児までを対象としているため、卒園後の受け入れ先となる連携施設の確保について、支援を行います」</p>	<p>「過去5年間の数値」と「今後5年間の設置予定数と人数について」知りたいのでご教示頂きたい。</p>	計画への反映なし	<p>地域型保育事業卒園後の受け入れ先となる連携施設の確保（定員）は以下の通りです。</p> <p>過去5年間：R2（5名）、R3（3名）、R4（4名）、R5（9名）、R6（12名）</p> <p>（認可保育所から認定こども園（保育所型）移行に伴う3歳児定員の増加分。）</p> <p>今後5年間予定：設置予定：9施設、（180名）</p> <p>（公立幼稚園から認定こども園（公私連携幼保連携）移行に伴う3歳児定員の増加分。）</p>	15	1月8日
9	P53		<p>施策4：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実</p> <p>⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p>	<p>現在、多くの保育園では4月入園時期に「子どもの最善の利益を考慮して、『慣らし保育』を実施している」と認識しています。</p> <p>この制度がスタートした場合「保護者へのメリットは大きい『こどものメリット』を危惧する。先行して実践している保育園の現状について」ご教示頂きたい。</p>	計画への反映なし	<p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが対象になります。先行している保育園では、通園になれるまでの対応として、利用の初期に「親子通園」を取り入れることで、こどもも親も不安を感じずに安心して通園できるよう配慮しています。</p> <p>「こどものメリット」としては、同年齢や異年齢のこどもと接することにより、こどもが多くを学び、こどもの育ちが促されることが期待できます。また、こどもが保護者以外の大人に親しみを感じ、安心できる他者に見守られるなか、発達にふさわしい魅力的な玩具や安全に配慮し整えられた環境、発達に応じて基本的な生活習慣が身につけやすい環境など、こどもの育ちに適した環境が整えられています。</p>	15	1月8日
10	P64		<p>第5章1-(1)</p> <p>三つ目「地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる」</p>	<p>国の「需給調整の判断基準」についてご教示頂きたい。</p>	計画への反映なし	<p>当該箇所では、国の区域設定における考えが示されており、市が地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に利用できるよう、教育・保育提供区域を設定し、仮に、地域型保育事業を認可する際には、当該事業が教育・保育提供区域内の需給を満たしているかが市の認可の判断基準の一つになるとしています。</p>	15	1月8日